

一人一人が 良識ある行動を

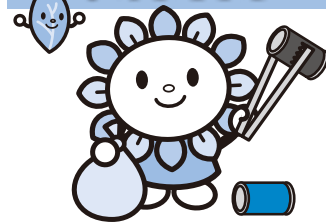
良好で快適な生活環境の確保に ご協力ください

市では、良好で快適な生活環境づくりを進めるため、「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」を制定しています。マナーやモラルを市民共通のルールと認識し、生活環境の向上に努めましょう。

条例の概要

- 空き缶や吸い殻などを公共の場所などに捨てるのはやめましょう
- 公共の場所などでの落書きはやめましょう
- 屋外での焼却行為はやめましょう
- 騒音や悪臭により周辺的生活環境を損なわないようにしましょう
- 飼い犬のふんは飼い主が責任を持って持ち帰りましょう
- 飼い猫は室内で飼いましょう
- 土地の所有者は雑草や雑木などの管理をしっかりしましょう

マスクのポイ捨ても
やめましょう



※この条例は、人の良心に訴えるためのもので、罰金などの罰則は設けておりません。

問い合わせ先 / 市役所環境課環境保全係 ☎76-8136

北原山土地区画整理組合 保留地販売

先着順のため、売約済みになっている場合があります。
詳細はお問い合わせください。

番号	街区	画地	地積 (m ²)	単価 (円/m ²)	分譲総額 (円)
①	18	2	320.87	123,000	39,467,010
⑤	105	6	190.28	122,000	23,214,160
⑦	59	13	200.00	143,000	28,600,000
⑧	59	15-3	269.60	138,000	37,204,800
⑩	50	22	438.73	134,000	58,789,820



申し込み・問い合わせ先 / 北原山土地区画整理組合 ☎54-2888